新	旧
約款・規定集	約款・規定集
証券取引約款	証券取引約款
(第1条~第5条 省略)	(第1条~第5条 省略)
第6条(口座開設及び本サービスの利用)	第6条(口座開設及び本サービスの利用)
(1. 省略)	(1. 省略)
2.お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、	2.お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、
同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合	同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合
には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下	には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下
の各号の要件を満たしていることを必要とします。	の各号の要件を満たしていることを必要とします。
≪個人のお客様の場合≫	≪個人のお客様の場合≫
((1) ~ (2) 省略)	((1) ~ (2) 省略)
(3)日本国内に居住する満18歳以上(高校生を除く)75歳未満の行為能	(3)日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人
力を有する個人であること。	であること。
((4) ~ (7) 省略)	((4) ~ (7) 省略)
(8) 適宜、当社ホームページ <u>、<b>取引ツール上</b></u> に掲載しているお知らせ <u>、</u>	(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認いただけ
<b>及び電子メールによる通知</b> をご確認いただけること。	ること。
(以下、省略)	(以下、省略)

≪法人のお客様の場合≫

((1) ~ (7) 省略)

(8) 適宜、当社ホームページ<u>、取引ツール上</u>に掲載しているお知らせ<u>、</u> **及び電子メールによる通知**をご確認いただけること。

(以下、省略)

- ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになって おります。
- <取引担当者基準>
- ○日本国内に居住する<u>満 18 歳以上(高校生を除く)</u>満 75 歳未満の行為 能力を有する個人であること。

(以下、省略)

令和4年4月2日 改訂

≪法人のお客様の場合≫

((1) ~ (7) 省略)

(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認いただけること。

(以下、省略)

- ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになって おります。
- <取引担当者基準>
- ○日本国内に居住する<u>満 20 歳以上</u>満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。

(以下、省略)

外国証券取引口座約款

外国証券取引口座約款

(第1条~第22条 省略)

(第1条~第22条 省略)

(以下、条番号繰り下げします。)

第23条~第34条

第24条~第32条

令和4年4月1日 改訂

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(第1条 省略)

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

1. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書

(第1条 省略)

第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)

1. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書

兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び 「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」 を提出すると共に、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規 定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則則 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該 各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お 客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替 えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、 氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で 定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座 廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者 口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を 受け入れている時は、当該廃止した日から同日の属する年の9月30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口 座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務 署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社に て保管致します。

2. 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」<u>及び</u>「未成年者口座開設届出書」<u>の</u>提出<u>を</u>することはできません。

兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び 「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」 を提出すると共に、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規 定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則則 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該 各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お 客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替 えて準用する同令第25の13第22項の規定に該当する場合には、氏 名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定 める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃 止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口 座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受 け入れている時は、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日 までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座 開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署 より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて 保管致します。

2. 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」、又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。

#### (3. 省略)

- 4. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日<u>又は2023年9月30日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年

## (3. 省略)

- 4. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

者口座廃止通知書」を交付します。

(第3条~第26条 省略)

第27条(非課税口座のみなし開設)

- 1. 2017年から 2028年までの各年(その年1月1日においてお客様が 20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) 同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) が締結されたものとみなします。

第28条 (省略)

(第3条~第26条 省略)

第27条(非課税口座のみなし開設)

- 1. 2017年から 2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2. 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間 間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第28条 (省略)

## 第29条(本契約の解除)

1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

((1) ~ (2) 省略)

- (3)租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>30</u> 項に定める「未成年者 出国届出書」の提出があった場合、出国日。
- (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)。

(第30条~第31条 省略)

# 附則

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

令和4年4月1日 改訂

### 第29条 (本契約の解除)

1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

((1) ~ (2) 省略)

- (3)租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者 出国届出書」の提出があった場合、出国日。
- (4)お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)。

(第30条~第31条 省略)

(新設)